

日田市規則第 6 号

日田市水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 26 日

日田市長 椋 野 美 智 子

日田市水道条例施行規則の一部を改正する規則

日田市水道条例施行規則（平成10年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(料金等の減免)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の規定による料金等の減免の申請は、上下水道使用料金減免申請書（<u>様式第 1 号</u>）により行うものとする。<u>ただし、使用者の責めに帰することのできない理由による場合など、管理者が特に認めた場合はこの限りではない。</u></p> <p>3 <u>管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査してその可否を決定し、上下水道減免決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。</u></p>	<p>(料金等の減免)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の規定による料金等の減免の申請は、上下水道使用料金減免申請書（<u>別記様式</u>）により行うものとする。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。